

寄書

日付：2003年7月3日

提出元：小畑 至弘 イー・アクセス株式会社

題名：JJ100.01の改訂について

事業用電気通信設備等委員会 DSL 作業班における検討結果と5事業者間協議の結果を踏まえて JJ100.01 の改訂を進めるにあたり、下記の提案を行う。

- ・ クラス定義の見直しなどの主要な課題は JJ100.01 のテキストそのものを議論し、編集段階で齟齬が出ないようにする。
- ・ ダブルスペクトラムやクワッドスペクトラムなど将来的に使用されるスペクトルの適合性を確認するためには、シングルスペクトラムの規定で生じている様々な矛盾に対する解決策に合意し、かつ、普遍的な原則を確立する必要がある。特に重要な原則は下記の通りである。
 - クラス A ' の追加及びその定義
 - クラス変更の原則
 - クラス A の定義の変更 (Annex.H の見直し)
 - 部分的に同様のスペクトルを持つ方式の保護規定
 - 特例の規定方法

議論の進行を助けるために、JJ100.01 ver.2 (2002年8月29日版) をベースに必要と思われる改訂ポイント (別紙 1) と改訂案 (別紙 2) を添付する。

以上

JJ100.01(2002年8月29日版)との対比

	項目	提案概要	参照
1	クラスA'の定義追加	制限条件があるが、保護判定基準値を規定するクラスとしてクラスA'を規定する。	DSL 作業班報告
2	フルオーバーラップ方式の扱い	アッカネットワークス社仕様の G.992.1 Annex.C(DBM-OL)及びソフトバンク B B 社仕様の G.992.1 Annex.A(OL)をクラスA'とし、限界線路長を 2km とする。但し、事後措置及び今後の設備制限などの条件が満たされる場合には、ソフトバンク B B 社仕様の G.992.1 Annex.A(OL)と同等とする。	DSL 作業班報告 5 事業者間合意 イー・アクセスコメント(DSL 作業班報告ではフルオーバーラップはクラスAとし、特定の条件を課すこととなっているが、5 事業者間合意では限界線路長を規定することとなっており、クラスA'の規定と照らし合わせるとクラスA'とすることが望ましい。クラスAとする場合にはクラス定義を全て変更する必要があり、規定が非常に複雑になると思われる。)
3	Annex.C FBM 方式の扱い	Annex.C(DBM-OL)の限界線路長は Annex.C FBM 方式を考慮した時には 2.0km。 ダブルスペクトルの適合性確認においては保護判定基準値の計算から外す。但し、それ以外の方式においては保護判定値の計算に入れる。	DSL 作業班報告 5 事業者間合意 イー・アクセスコメント(5 事業者間合意では Annex.C(DBM-OL)の限界線路長が 3.0km となっているが、計算間違いであり、実際には 2.0km。また、ダブルスペクトラムの計算にあたっては、保護規定から FBM を外すこととしているが、これを普遍的な規定とするかを議論し、本版で確定すべきである。)
4	信号電力によるスペクトル適合性の確認の運用	信号電力の制限による方法でスペクトル適合性の確認を行った場合も、その検討結果を「スペクトル適合性確認の実施済みシステム一覧」に追加する。	イー・アクセスコメント(現版の編集上の抜け)
5	C.X(XOL, XDD)の規定	クラスAに C.X(XOL, XDD)の規定を追加し、クラスBから削除	DSL 作業班報告 5 事業者間合意 イー・アクセスコメント(XDD は現状では使用されておらずクラスAとする要件を満たしていないので、その扱いについては議論し、本版で確定すべきである。)
6	保護判定基準値の規定における Annex.H の扱い	ダブルスペクトルの適合性確認においては保護判定基準値の計算から外す。但し、それ以外の方式においては保護判定値の計算に入れる。	DSL 作業班報告 5 事業者間合意 イー・アクセスコメント(ダブルスペクトラムの計算にあたっては 5 事業者間合意で、保護規定は FDM-ADSL を使用することとしているが、これを普遍的な規定とするかを議論し、本版で確定すべきである。)

7	G.992.1 Amd1 Annex.C APPENDIX V 1.1, 1.2、EC-ADSL(G.992.1 Annex.A)、EC-ADSL(G.992.1 Annex.C DBM-OL)の保護判定基準値	G.992.1 Amd1 Annex.C APPENDIX V 1.1, 1.2、EC-ADSL(G.992.1 Annex.A)、EC-ADSL(G.992.1 Annex.C DBM-OL)への影響を求めるための計算はオーバーラップ分の周波数帯域を考慮せず、それぞれ G.992.1 Annex.C、G.992.1 Annex.A、G.992.1 Annex.A に準ずる。また、それ以外の方式においても、規定の複雑化を避けるために同様の措置を取る。	イー・アクセスコメント(ダブルスペクトラムの計算にあたっては5事業者間合意で、保護規定はFDM-ADSLを使用することとしているが、これを普遍的な規定とするかを議論し、本版で確定すべきである。)
8	線路条件と干渉計算	線路条件を紙絶縁ケーブルからプラスチック絶縁ケーブルに変更する。また、干渉計算に当たって、同一カッド内に干渉回線を含む場合は全部で5回線、含まない場合は全部で4回線とする。	DSL 作業班報告
9	FBMsOL のクラス	FBMsOL をクラス B とする	DSL 作業班報告
10	ドキュメント改訂案	<p>JJ100.01 改訂案の作成にあたっては、下記の事項は TTC における検討ないしは多大な作業が必要なため、改訂案から除いてある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Annex.H や FBM の扱いが決まっていないため、保護判定基準値等の計算及びグラフ ・ 干渉回線数を 24 から 5 回線に変えた事による線路特性の図表の変更 ・ <補遺> 解説 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他社が提案する方式のスペクトル適合性 	